

平成20年(行ウ)第110号 公文書非開示処分取消等請求事件

原告 渡邊 研治

被告 岡崎 市

陳 述 書

名古屋地方裁判所民事第9部A2係 御中

2010年 2 月 4 日

伊 藤 秀 章 (印)

記

私は、岡崎市が現在建設中のガス化溶融施設にかかる情報公開問題について、原告側から意見を求められましたので、同施設の技術面の検討作業に関わった者として意見を申し上げます。

第1 私の経歴

- 1 私は、1944年生まれで、1972年に名古屋大学大学院工学研究科博士後期課程を終了し、同年4月に同大学工学部文部技官(教務職員)、その後同大学助手、講師、助教授、教授を経て、2004年に同大学エコトピア科学研究所教授・副所長となり、2007年4月から同大学名誉教授、同研究所特任教授として現在に至っております。
- 2 私の研究の専門分野は環境工学、無機材料科学ですが、具体的に申しますと、無機系廃棄物の再資源化と無害化・有効利用を目指す立場から、環境負荷の低いリサイクル技術の開発と資源環境型社会の設計を研究テーマとしております。
- 3 私の他の公職としましては、2002年から、愛知県廃棄物処理施設審査会議の委員に任命されております。

第2 岡崎市新一般廃棄物中間処理施設建設技術検討委員会について

- 1 私は、2006年(平成18年)7月、岡崎市から、岡崎市が建設を計画中の「岡崎市新一般廃棄物中間処理施設」について、建設技術検討委員会を設置したいので、その委員を委嘱したい旨の依頼があり、お受けしました。
- 2 この委員会は、岡崎市がこの施設の建設工事を発注する業者を選定するにあたり、業者から提出される廃棄物処理施設計画の技術提案内容を評価・検討して、岡崎市長に報告することを目的とするものであり、5名の委員で構成され、委員の互選により私が委員長の大役を仰せつかりました。

以下では、この建設技術検討委員会を、単に当委員会と表示します。

第3 岡崎市が採用したごみ処理施設の方式（機種）について

1 岡崎市では、2002年（平成14年）から2005年（平成17年）にかけて、岡崎市が新設するごみ処理施設に関して、建設検討委員会、建設審議会等が設置され、これらの委員会により、ごみ処理施設の諸方式（機種）の調査と絞り込みが行われた結果、最適な方式として「ガス化溶融施設（シャフト炉式） 分類：コークスベッド式」を採用することが決定されました。

2 岡崎市が選定した「ガス化溶融施設」は、簡単に申しますと、ごみ（可燃ごみ・不燃ごみ・焼却残滓・汚泥・埋立ごみなど）を、1800度ないし2000度の高温で一括溶融して資源化するシステムです。

シャフト炉式は、炉の構造を示すもので、炉の内部に可動部のないシンプルな縦型円筒型の構造で、1つの炉の上部でごみの熱分解ガス化を、下部で溶融を行います。

コークスベッド式は、ガス化溶融炉ではごみと一緒に副資材としてコークスと石灰石を投入しますが、熱分解後の残滓がコークスとともに降下し、炉底にコークスベッドを形成して高温溶融を可能にする方式です。

ごみを溶融した結果、副生成物としてスラグ（砂状のガラス質）・メタル（粒状の金属類）・飛灰（ひばい）が発生します。炉底から炉外へ排出された残滓が急冷却されて、スラグとメタルとして分離・回収されます。スラグはアスファルト骨材等として、メタルは製鉄の原料等として再利用されます。

飛灰（溶融飛灰）は、ごみを溶融した後の微細なちり（煤塵）で、重金属類が含まれていますが、その処理方式としては次の2つがあります。

埋立処理方式（薬剤で不溶化処理した上で最終処分場に埋立てる）

山元還元処理方式（精錬施設で飛灰から鉛・亜鉛・カドミウム・銅などの単一物に還元して回収する）

岡崎市では、この中の埋立処理方式を採用するとしながらも、山元還元処理方式評価するとしました。

3 岡崎市は、このガス化溶融炉の発注先として、次のプラントメーカー2社を指名しました。

J F E 環境ソリューションズ株式会社 本社横浜市（以下、A社と表示）

新日鉄エンジニアリング株式会社 本社京都市（以下、B社と表示）

そして、当委員会に与えられた任務は、この2社の提案内容を、岡崎市が定めた評価項目と評価基準に基づいて技術的な面について評価・検討し、市長に報告書を提出することでした。

第4 当委員会の検討作業と報告

- 1 A社とB社からは、2007年（平成19年）4月23日までに技術提案書が提出されましたが、それは、質問書 提出届 見積書 見積内訳書 基礎審査に関する提案書 発注仕様書で規定する要件の確認書 技術提案審査に関する提出図書 見積設計図書 以上の ~ の図書の電子データなど、多岐にわたっておりました。
- 2 当委員会では、両社の技術提案書に即して評価・検討を行い、同年5月2日に両社に対するヒアリングを実施した上で、岡崎市長に対して評価結果の報告書を提出しました。

第5 A社、B社の技術提案内容と、その開示・非開示の可否について

- 1 私は、本件訴訟の原告側から、資料として甲第5号証（黒塗りの開示文書）と、乙第11号証（岡崎市の非開示理由の一覧表）を示されました。
- 2 私が、技術検討委員として2社の技術提案図書を検討した立場から申しますと、両社の提案図書には、個別項目について数値（表）は示されていましたが、その数値を達成するための詳細な技術情報の記載はなく、イメージ図のようなものにすぎませんでした。

その他、ガス化溶融施設にかかる企業独自の技術（すなわち、特許性のある核心情報または知財に係る情報）は存在しませんでした。

- 3 具体的に言いますと、スラグ・メタル・飛灰の発生量、CO₂の排出量、発電によるCO₂削減量等について、両社からそれぞれ数値（表）は示されましたが、これらの数値は原料（ごみ質）によっても左右されるものであり、特許性のある核心情報ではありません。また、ガス化溶融施設は最近、岡崎市以外の自治体でも導入しているものですから、入札に参加する企業は皆データを示し、企業独自の技術を自治体にアピールしているはずですし、導入した自治体などでのデータについても当然自治体から公表されている筈です。それらのデータが公開されたからといって企業独自の知財等の情報が盗まれるはずはないと思われず。

甲第5号証では、スラグ・メタル・飛灰の発生量、CO₂の排出量等の表において、合計の数値以外は全部伏せられていることの意味が私には理解できません。

また、後に述べるように、業者選定にあたってはライフサイクルコストの検討が重要な論点でしたが、当委員会で両社のライフサイクルコストの提案内容を検討した結果、「A社・B社とも数字の信頼性について不明な点があるので相対評価はできない。この点は建設検討委員会において精査することを委託する」との結論に至りました。そこで、当委員会の報告書はこの項目について暫定的にA社・B社とも同ランクに判定し、同じ評価理

由を付しました（当委員会は、建設検討委員会の精査により、評価基準を揃えたデータが当委員会に示され、再度きちんと検討・評価することを予定していました）。

この例のように、両社の技術提案内容には、相対評価ができる情報が記載されていないこと（データ不足）が問題だったのですから、情報が記載されていない以上、公開によって企業側が困ることはない筈ですし、市民には公開すべきではないでしょうか。

- 4 岡崎市は、2社の技術提案内容を開示すれば、企業の競争上の地位が害されるおそれがあるとして、開示に消極的な姿勢のように見受けられます。しかし、約160億円（この予算は、最近さらに13億円増額されたと聞きます）にものぼる市民の税金を投入してこの施設を建設する以上は、業者の選定過程と選定理由は、市民にできるだけ詳細に公開すべきだと考えます。

第6 当委員会の存在意義が無視されたことについて

- 1 本陳述書のテーマとはやや外れますが、岡崎市は、当委員会が両社に対してヒアリングを行うに先立ち、2007年（平成19年）4月28日、当委員会の各委員に対して12頁にわたる「参考資料」を電子メールで送信し、その中には評価項目ごとに市側のコメントが付されておりました。そのコメント内容は、明らかにB社の提案内容を積極的に評価し、A社は劣るというものでした。

すなわち、この「参考資料」を読むと、岡崎市が当委員会の技術評価の結論を誘導しようとする意図が明白でした。

- 2 そこで私は、同年4月30日に岡崎市に対して、「このようなコメントを事前に配布されては、各委員がこの意見に引っ張られることを危惧します。これでは、当委員会で評価する意味が無くなってしまいますのでご注意下さい」と婉曲に申し入れました。これは、研究者として自らの責任をまっとうしたいという良心に基づくものでした。
- 3 そして、同年5月2日に開催した当委員会のヒアリング前の会議において、委員全員は岡崎市に対して、下記の2点を問題視しました（この会議の冒頭で、ある委員が「この会議は公開にするべきだ」と提案しましたが、市側から拒否され、非公開となりました）。
 - (1) B社が優位となるような御市のコメントが付された「参考資料」が事前に各委員に配布されたこと。
 - (2) 10項目の技術検討項目のうち、「施設配置に関する安全性」と「ライフサイクルコスト」の2項目を、当委員会ではなく、建設委員会で採点するとされたこと。

- 4 当委員会はこの会議で、「参考資料」を白紙撤回すること、及び、上記2つの技術検討項目を採点・評価する権限を当委員会に戻すことを求めました。

しかし岡崎市は、「参考資料」を白紙撤回することには応じましたが、2項目の採点権限を当委員会に戻すことは拒否しました。

そして、岡崎市の建設検討委員会は、同年5月9日、A社を「書類不備」という理由で失格とし、B社を受注先とすることを決定しました。

そこで私は、当委員会の委員長として、同月11日、岡崎市長に対して書面で「今回の取り扱いはあまりにも恣意的であり、当委員会の委員長として今回のご報告を断じて受け入れることはできません」と抗議しました。

しかしその当日、岡崎市は建設審議会を強行し、「A社失格、B社入札予定」を決定し。その結果を当委員会に報告し、意見を求めることをしませんでした。

- 5 結局、岡崎市は、当初からB社を受注先として決定しており、当委員会を単なる「お飾り」として扱ったと言わざるを得ません。岡崎市が、わざわざガス化溶融炉の技術面の専門家を検討委員に委嘱しておきながら、その検討結果を無視するという態度は、行政の傲慢ではないでしょうか。何らかの利権が絡んでいたのかと勘ぐってしまいます。

原告が公開を求めている資料は公開によってA社、B社のノウハウを害するようなことにはならないばかりか、このような疑惑が発生した以上、「A社失格、B社入札予定」を決定した根拠資料を公開すべきではないか、と思います。

以 上